６　指定性能評価機関が、自らが行う性能評価に係る手数料の額について、次項各号に掲げる基準に適合するものとして国土交通大臣の認可を受けたときは、当該性能評価に係る手数料の額は、第三項第四号及び前項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

７　（略）

８　承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関は、前二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

一～四　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十五万円
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百十五万円
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百十九万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百二十四万円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百六十八万円
	柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百八十万円
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百九十万円
	柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	三百万円
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	三百十万円
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	二百五十四万円

（新設）

６　（略）

７　承認認定機関又は承認性能評価機関は、前項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。手数料の額の変更の認可を受けようとするときも、同様とする。

一～四　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

	(い)	(ろ)
法第二条第七号の認定に係る評価	非耐力壁について三十分間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三万円
	非耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百八万円
	耐力壁について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十三万円
	耐力壁について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十六万円
	耐力壁について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十九万円
	柱について一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百三十四万円
	柱について一・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十万円
	柱について二時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十五万円
	柱について二・五時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十万円
	柱について三時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百五十五万円
	床又ははりについて一時間の耐火性能を有することを確かめる場合	百四十一万円